

タクシー利用料金補助券の適正な使用について

以下の注意点を守り、適正に補助券をご使用ください。

なお、不正な使用が判明した場合、未使用の補助券の返還および、不正に使用された補助券に相当する金額を返還していただきますので、ご注意ください。

注意点

- ① 補助券1枚につき補助額は、750円です
- ② 補助券は、1回の乗車につき最大2枚まで使用できます
注：複数人で乗り合いした場合も、1回の乗車で利用できる枚数は最大2枚のみです。
それぞれが最大2枚使用できるわけではありません。
具体例については、裏面をご参照ください。
- ③ 他人の補助券は、使用できません
・役場で使用済みの補助券を確認しています。不正がわかった時点で補助券と補助金額を返還していただきます。
- ④ 補助券表面の【利用者署名】欄に必ずフルネーム(氏名)を記載してください
- ⑤ 補助券は、「乗車」または「降車」どちらかの場所が、三宅町内に限り使用できます
- ⑥ 補助券は一番上の券から順番に使用してください
(右上の番号の小さい順)
- ⑦ 申請者が町外に転出された場合は、補助券を返還してください
・補助券をお使いいただけるのは、三宅町に住民票がある方のみです。

※ご不明な点などがあれば、右記までご連絡ください

三宅町役場 経営戦略課
☎0745-44-3070
住所:三宅町伴堂689番地

① 補助券1枚につき補助額は、750円です

② 補助券は、1回の乗車につき 最大2枚まで 使用できます

※ただし、乗車料金が1,500円以上の場合には2枚まで、1,500円未満の場合には1枚のみです。
以下を参考になさってください。

【乗車料金】 1,650円の場合



2人で
1枚ずつ
使用



残り支払い分

差額150円

1人が
2枚使用



1乗車
3枚使用



差額150円

※1乗車につき2枚が限度のため3枚目は使えません。

【乗車料金】 930円の場合



1人で1枚使用



残り支払い分

差額180円



料金が1,500円
未満のため1枚し
か使用できません



「お釣りはらないから」と
2枚使用することは禁止！

【乗車料金】 3,000円の場合



1乗車につき2枚が
限度のため4枚は使
えません



残り支払い分

差額1,500円



1乗車につき2枚まで
使用できます



差額1,500円